

# 複数年契約の業務委託へのスライド制度の導入について

## 1. 背景

- ・近年、賃金の上昇が著しく、入札時点で複数年契約期間における上昇の想定が困難
- ・適正な価格転嫁の必要性

## 2. 本市の対応

複数年契約について、賃金水準に1.5%以上の変動が見られた場合に、契約金額の見直しを行う仕組み（スライド制度）を、一部業務委託において導入する。

※建設工事で導入済みのスライド制度（全体スライド）を準用する。

【参考】地域別最低賃金（福島県）

| 改定時期     | R4.10月 | R5.10月 | R6.10月 | R8.1月  |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 最低賃金（時給） | 858円   | 900円   | 955円   | 1,033円 |
| 増減       | +30円   | +42円   | +55円   | +78円   |

建築保全労務単価（宮城県）

| 改定時期     | R5年度    | R6年度    | R7年度    |
|----------|---------|---------|---------|
| 清掃員C（日給） | 10,300円 | 11,400円 | 12,500円 |
| （時給換算）   | 1,288円  | 1,425円  | 1,563円  |

## 3. スライド適用条件

- (1) 履行開始から12か月以上経過した契約
- (2) 残履行期間が2か月以上残っていること

## 4. 対象業務

建物清掃、受付・案内、学校用務員、給食調理 等  
（入札時の公告等にスライド制度の対象であることを明記）

## 5. 施行日

令和7年12月1日  
（施行日以降に発注する契約を対象）

## 6. スライド制度の目的

賃金水準の変動を契約金額に反映することにより、以下の事項の実現を図る。

- (1) 労働者の適正な労働環境の確保
- (2) 業務委託の適正な履行の確保
- (3) 安定的・持続的な公共サービスの提供

【スライド制度適用のイメージ図】

